

## 《研究ノート》

## ベルギー政治学とジェンダー・クオータ\*

津田由美子

## 1. はじめに

政治学の分野では今日、ジェンダーを重視したアプローチが盛んである。従来の比較政治学においては政治主体が成人男性であり、その前提自体も十分に自覚されないことがしばしばであった。しかし、社会科学研究において多様なマイノリティへの関心が強まったことに併せて、ジェンダーによる不平等を問題にし、女性の地位と権利の向上を図るべきだとする動きは広がっている。1970年代以降に世界各地で発達したフェミニズム運動は、女性の政治的権利の拡大を含む両性の平等を要求するものであった。マイノリティへの関心が、その政治的権利の実現や社会的地位の向上を直ちに保障するわけではないのは無論である。しかし、多様なマイノリティの承認が、従来の権利概念を再構築し、現実の政策の形成に影響を及ぼしており、ジェンダー・アプローチも政治の在り方全般に再考を迫る可能性を持っている。

本稿では、ジェンダーの政治的代表とりわけ女性議員に焦点を絞り、近年における政策上の展開を検討する。社会における女性の地位は、政治的権利のみでは測れない。社会的諸活動への女性進出の機会や福祉制度の在り方など総合的な見地からの考察が必要である。しかし、政治的代表は主権の行使に直接にかかわるものであり、その影響は広範に及ぶ<sup>1)</sup>。近年は、政治・行政分野での男女間の不均衡に対して、改善措置として各国でのポジティブ・アクションの導入の動きが顕著であり、それが議員に占める女性の割合の増加という点においては一定の成果をあげている<sup>2)</sup>。世界各国の議会統計をまとめているIPU

(Inter-Parliamentary Union) によると、女性議員率の高いのは、アフリカ・中南米の新しい民主主義国とヨーロッパ諸国である<sup>3)</sup>。本稿で述べるベルギーは、1997年の対象国178ヶ国中34位から2012年3月（執筆時の最新データ）の189ヶ国中9位へと、著しく順位を上げた。短期間に上位ランクに入った背景には、1990年代から進められた選挙制度の改正が影響しているとみられ、そのひとつにクオータ制の導入がある。伝統的にはカトリックの家族觀が強く、女性の政治的代表の比率が低かった国が、議会選挙においてクオータ制を採用して、政治のみならず社会全般にわたる女性の地位の向上に積極的な議論を進めている<sup>4)</sup>。クオータ制導入がどのような経緯で進み、それが女性の政治参加にどのような効果をあげているのか。そしてベルギーの政治学研究はクオータ制にどのような分析・評価をしているのかについて、比較政治学とベルギー政治学における諸研究からその動向を整理する。世界の先進国の中でも日本における女性議員の比率は低く、クオータ制の議論もほとんど聞かれない<sup>5)</sup>。この制度を日本に導入すべきかを論じることは難しいが、成果をあげているとみられるベルギーの事例が政治学的にどのように評価されているかをみるとより、クオータ制の意義が明らかになるのではと考える。

- 
- 1) 政治過程への女性のアクセスを考える上で、議会選挙以外に、政策決定過程における女性の参加、政党のイデオロギーや組織構造、政治文化の観点が重要であることは無論である。
  - 2) ポジティヴ・アクションの各国における導入については、主に辻村みよ子「第1章 政治参画と代表制論の再構築」；辻村・大沢, 2011. 所収、辻村, 2011. を参照した。
  - 3) 各国別女性議員比率については、IPUのデータベース (<http://www.ipm.org/wmn-e/arc/>) を参照。
  - 4) 辻村, 2011. は、政治分野のクオータ制を、根拠規定（憲法や法律に依拠する法的クオータ制、政党規約などの自発的クオータ制）、法的強制力の有無、割当の対象（候補者名簿型、議席リザーブ型）、割当の比率をもとに分類する。
  - 5) 日本はデータが公表されている1997年から2012年において、世界の100位前後の位置にとどまっている。日本でクオータ制の導入が論じられない現状について、岩本美砂子、大海篤子らが指摘している。いずれも、川人・山元, 2007. 所収の論文を参照。

以下では、比較政治学の立場からのクオータ制研究を紹介し、次にベルギーの研究者が自国をケーススタディに、その変化をどのように分析しているかを整理する。

## 2. ジェンダー政策の展開と比較研究

社会における男女間の不均衡に対して、それを是正すべきだとする思想と運動は、1970年代のフェミニズムの発達とともに推進された。1960年代後半に起ったアメリカでの公民権運動やヨーロッパ諸国での反権威主義的社會運動は、政治社會の構築の仕方を問うものであったが、フェミニズムの隆盛はそのなかで政治社會のメンバーシップに疑義を呈し、シティズンシップの再定義の意味をもっていた<sup>6)</sup>。

この時期には、国際的にも女性の地位向上に向けた試みが進められた。国連主導のもとで1975年が国際婦人年に制定され、同年のメキシコ女性会議を始めとして、国際女性会議が定期的に開かれることとなった。その後の女性の権利拡大に大きな影響を与えた1995年の北京会議では、ジェンダー平等のための戦略目標として、あらゆる分野で女性の状況改善の取り組みがなされるべきだとする、「ジェンダー主流化 (women mainstreaming)」が提言された。これに基づき、権力機構や政策決定システムでの男女間の平等なアクセスと参加の実現を期待して、国家を始めとする政治機関の政治代表にポジティブ・アクションを導入することが推奨されたのである。

人権としての女性の権利の保障に積極的な取り組みを続けるEUにおいては、1997年のアムステルダム条約で、男女間の平等はEUの基本原則であり、あらゆる領域の組織・機関において平等化の政策が優先されるべき課題であると認識された<sup>7)</sup>。ジェンダー政策のすべての領域にわたってEU化が進んでいくわけではないが、EU指令は、男女雇用均等原則、非差別原則、ジェンダー主流化原則に基づき、加盟国の政策に直接影響を与えている。ヨーロッパの中で特に

---

6) 田村, 2009. Krook et al., 2011.

北欧諸国では、ジェンダー主流化原則導入以前から、福祉国家化と並行して女性の政治代表が拡大してきた<sup>8)</sup>。しかし、多くのヨーロッパ諸国においてはEUのジェンダー政策が牽引車となり、1990年代以降に女性の議員数が増加する。

男女の政治的平等とはそもそも何なのか、それ自体も議論の余地はある。しかし、多くの論者が、政治・行政・経済活動における女性の進出の度合いを問題とし、その指標としてジェンダー比率に注目する点では共通している。政治的には議会における女性議員、行政機構における公務員、また社会的には、企業をはじめとする各種組織の管理職に占める女性の割合が重視される。この比率を上げるのに効果的とみなされている方法の一つが、前述したポジティヴ・アクションとしてのクオータ制である。制度の重要性について、辻村みよ子は『ポジティヴ・アクション』において、ノルウェーの事例を紹介して、女性のエンパワーメントの向上に果たす制度整備を強調している。1970年代まで女性議員の比率は5～7%に過ぎなかったが、社会福祉制度の充実や男女平等法、パパ・クオータ制の導入が、世界最上位ランクの女性の人材輩出を政治分野を含めて可能にしたと指摘する<sup>9)</sup>。

もっとも、辻村を含めジェンダーに関心を寄せる論者の多くは、女性の数や

7) ウッドウォード(Woodward, A.)は、EUのジェンダー政策の発達を三つの時期に分ける。第一期は、1957年から76年の時期であり、男女の機会の平等を保障すること、女性の経済的自立を重視することに重点を置いたリベラルな考え方を中心であった。第二期は、1975年から92年にかけての時期であり、男女間の現状の不平等を踏まえて、ポジティヴ・アクションを含めて結果の平等を達成する必要性が認識され、ヨーロッパレベルでも各国においても政策形成機構の整備が進められた。第三期は、それ以降の時期(ウッドウォードは2005年までとしている)であり、ジェンダー主流化政策を掲げて、あらゆる領域における男女の関係性を考えるという立場が取られるようになった。Woodward, 2012.

8) 北欧諸国の中で、スウェーデンは政治参加が早期に進んだが、ノルウェーでは事情が異なるなど、各國での相違がみられる。

9) 辻村, 2011. 50頁. 辻村は、政治参加における女性の割合は、家族制度や女性観の違いが決定的な要因ではなく、法制度の充実度が数字を変えることを実証する。

比率の増加をもって、平等化の達成と考えているわけではない。クオータ制研究においては、従来議論されてきた代表概念の分類を用いて、多様な角度からその意義が検討されている。ここでは、フランスシェット (Franceschet, S) とクロック (Krook, M.L.)、ピスコポ (Piscopo, J.M.) による分類を参考に、近年のクオータ研究に現れる、3つの代表観を取り上げる<sup>10)</sup>。

第一は、記述的代表 (descriptive representation) である。これは選出された代表が、代表される女性の集合を反映しているかを問題にするものである。この代表観では、女性議員の議席数の増減や属性への関心から、まずは選挙制度が主たる研究対象となる。クオータ制そのものの形式に加え、クオータ制の導入が効果的にはたらく選挙制度（比例制・多数代表性、拘束名簿式・選好投票式、選挙区の規模など）が、各国事例研究に基づいて比較検討される。次に選挙の主たるアクターとなる政党について、組織の構造（集権的・分権的、党指導部の権限、女性部会の活動など）や政党のイデオロギーが分析される。続いて、それら各制度の違いを生み出す社会的・文化的要因の重要性に言及される。経済状況、教育水準が女性の意識や地位に及ぼす影響、加えて宗教や文化的伝統の違いによる女性観の多様性も無視することはできない。制度と文化は相互に影響を与えており、制度の導入による女性の社会進出がジェンダー間の役割分担に関する意識の変化をもたらし、それが新たな制度の形成につながる。

第二は、実質的代表 (substantive representation) である。選ばれた女性代表が、女性の利益を代表して、それを推進する政策を追求するかどうかを問題とする。クオータ制導入前後の政策が比較され、女性の政治進出によりジェンダー・フレンドリーな政策が採用される確率が上昇するのかどうかが検証される。ここでは、女性を単一の集団として捉え、それに属する者はその集団の利益を実現するために専ら行動するとみなされる。また男性議員と女性議員の政策的志向が異なることが前提とされ、政治過程において、女性議員は女性の利

---

10) Franceschet, Susan, Mona Lena Krook & Jennifer M. Piscopo, "Conceptualizing the Impact of Gender Quotas", Franceschet, et al., 2012. pp. 6-20.

益を代表して法案を提示し、審議に参加すると考えられている。女性議員数の増加が女性の利益を推進する効果に結び付くのか、議員の所属政党の性質、さらに、政策決定過程における議会や政党の規則が、女性議員の行動や政策作成に与える影響が検討される。

第三は、象徴的代表 (symbolic representation) である。クオータ制により、代表以外の、男性を含む有権者が女性の政治参加を正統なものと考えるようになったか、従来の政治が男性中心の考え方に基づくとすると政治全般についての認識に変化があったのかを重視する。女性の地位向上に尽力する人材育成の推進がなされているか、従来の男女間の役割分担に関する意識は変化したのかが調査の対象となる。各種組織の中核における女性の占有率も重視される尺度の一つである。このアプローチでは、他の二つに比べて、中・長期的変化を想定する傾向が強い。

以上の代表観を踏まえながら、次にベルギーにおけるジェンダー・クオータ制がどのような観点から考察されてきたかを整理する。

### 3. ベルギー政治学におけるジェンダー・クオータの評価

ベルギーの政治学研究は、自国のクオータ制をどのように分析・評価してきたのだろうか。在ベルギー研究機関所属研究者の主要な論稿を中心に、その研究動向を概観する。

女性の政治参加をテーマに取り上げる研究者には、一般的に女性研究者の占める比率が高いが、ベルギーにおいてもその傾向は共通している。政治学研究としてジェンダーがテーマに取り上げられたのは比較的最近である。歴史学研究の分野、とくに社会史研究のなかで女性に焦点をあてるものは存在したが、政治学研究者の関心は低かった<sup>11)</sup>。政治学が対象とするのは、クオータ制導入がベルギー政治過程に登場してからである。

11) 1973年に二人の女性が入閣したが、直後の内閣改造により女性閣僚が不在になつたことで、女性の政治参加が政治問題として認識されることになった。

政治代表におけるジェンダー・クオータ制導入の議論は、選挙法改正の政治過程として1980年代に本格的に始まる。具体的に動きがあったのは、1980年である。比例代表制をとる選挙制度において、地方選挙の候補者名簿において同性の比率を75%までにとどめるべきだとする法案が、オランダ語系キリスト教政党(CVP)のドント(D'Hondt, P.)から提出された。しかし、これは平等原則に反するとの国務院の判断で却下された。その後、政府がクオータ制導入を含む法律改正に取り組むのは、1992年のデハーネ(Dehaene, J.-L.)政権成立まで待たねばならない。連立を組んでいたキリスト教民主主義政党のスマット(Smet, M.) (CVP)と社会党のトバック(Tobback, L.) (SP)を中心に法案が作成され、法案審議に至るまで2年を経て、1994年に政府主導で法律が改正された<sup>12)</sup>。政治学者がジェンダー関係の論文を発表し始めるのはこの時期である。ウッドウォード(Woodword, A.E.)、マテオ・ディアス(Mateo Diaz, M.)、マイエル(Meier, P.)、セリス(Celis, K.)らの女性研究者がその中心となる。

1994年改正選挙法では、比例名簿に掲載する同一の性別は三分の二までとすること、この規定は連邦・地方議会の選挙に適用されることが定められた。ただしこれに違反した場合の制裁は限定的であった。また、比例名簿の候補者順位付けは政党の決定事項であるが、順位に関して男女間の平等に配慮すべきとの規定は含まれなかつた<sup>13)</sup>。

- 
- 12) スメットはオランダ語系キリスト教民主主義政党において、女性問題に取り組んだ女性政治家の代表的人物である。当時は機会均等大臣として入閣しており、スマットの原案は、比例代表制の候補者名簿において、同一の性別が三分の二を超えないこと、名簿の上位の性別の偏りの禁止、違反の場合の政党補助金の削減を含むものであった。しかし、国務院により制裁規定が過剰であるとの勧告が出された。
- 13) ベルギーのクオータ制は、ここでみた法的クオータ制に留まらず、政党規約として各党が独自に、法的基準よりも女性代表を奨励するクオータ制を取り入れていた。通常は法的クオータ制が導入されると政党レベルでは解消されるのだが、ベルギーの事例では2002年法までは、政党が独自の女性候補者率を設定し、政党の民主的正統性を印象付けて有権者の票を獲得しようとする傾向があった。これをMeier, 2004.では、規制の相互作用による伝染効果として考察している。

この改正法は、1999年下院議員選挙から適用された。この選挙結果を受けてクオータ制と投票行動の関係を分析したのは、マテオ・ディアスである。彼女は、クオータ制導入前の1995年下院議員選挙と施行後の1999年選挙を比較して、どのような変化があったのか、そしてそれがクオータ制導入によるものだったのかを精査した<sup>14)</sup>。彼女は、まず、女性の政治進出を望ましいと考えているか、女性利益の代表として必要だとみなしているかを中心に有権者の意識を調査した。次に、有権者の志向に政党が対応しているかを、政党別のクオータ制と1994年法への態度と照合することにより明らかにしようとした。最後に、1999年選挙結果が1994年クオータ制導入を反映しているのかを分析した。この考察を通して強調されているのは、各政党レベルで女性候補者の増加に積極的に取り組んできた政党が、選挙では必ずしも相当数の女性議員を当選させていないことである。他方で、政党レベルではクオータ制導入に否定的な政党が高い女性議員比率を示している場合がある。1995年選挙と比べて1999年選挙では、女性議員の割合は前回比でそれぞれ12.7%増から23.3%増へと躍進したが、各政党の増減を調べると、問題は各政党の候補者数における男女比ではなく、候補者の順位であり、当選可能なリスト上位に女性候補者が掲載される割合が重要である。有権者は、投票に際して、特定の性別に投票する傾向はない。しかし、選挙結果をみると、女性の立候補者比（39%）に議員比（23%）は及ばない。クオータ制導入の効果は一定程度認めながら、数のみを基準にするのでは女性議員増加は確実なものにはならないと結論づけている。

クオータ制の導入後に女性議員数が増加したことを認めながら、その変化はクオータ制の効果のみに因るものではないとの評価は、この時期の他の研究にも共通している。

選挙制度の重要性を指摘し、制度改正による男女不均衡の改善可能性を早くから論じていたのは、メイエルと彼女の指導教授でもあったデスハウワー（Deschouwer, K.）であった。彼らは、男女間の平等を実現しやすい選挙制度の特徴として、比例代表制、政党の大きさ（party magnitude）、拘束名簿式、

---

14) Mateo Diaz, 2002.

そしてクオータ制を挙げている<sup>15)</sup>。比例制では、選挙区当たりの定数が多いほど男性候補者に加えて女性候補者を名簿に入れやすくなる。また選挙区当たりの定数が増え、政党が従来よりも多くの候補者を立てることによっても、同じ効果が生まれる。拘束名簿式は、政党への得票により当選が自動的に決定するので、女性候補者の順位次第では、個人への選好票が重視される場合より、実績を積んでいない女性候補者に有利だとみられる。最後のクオータ制の導入は、政党の意思に拘わらず一定数の女性候補者を立てることを義務づける点で、女性の政治的進出を保障する。しかしながら、彼らは、クオータ制そのものが女性議員数の増加をもたらすとは考えていない。選挙区の議席配分や選好投票などの選挙制度や、議会組織の改革を含めて評価すべきだと指摘する<sup>16)</sup>。

このようにクオータ制の効果を他の制度的要因と関連させて評価しようという立場は、2002年に導入された新しいクオータ選挙法に対しても共通している。

2002年のクオータ制は、男女比率を1対1の同数に改めるものであった。さらに、選挙区での比例式名簿の上位2名の性別が異なるべきこと（過渡的措置として次回選挙に限っては3名のうち1名が異なること）が定められた。改正が進んだ理由として挙げられるのは、90年代後半以降に顕著になった政治の求心力の低下と、その対策として政治的革新の必要性が論じられるようになったことである。極右政党の躍進に象徴されるように、既存の政党の支持率は低下し、従来の政治と市民を結びつけていた政党と中間団体の関係は希薄になった。さらに複数の政治家や行政機構が関与するスキャンダルの発覚により、政治への信頼は失墜した。このような状況で、女性議員比率の増加は、政治的革新の方法の一つと考えられるようになったのである。さらに、EUや国連を中心に、国際的に女性の権利への関心が一層強まったことも大きい。国内における国務院の判断の変化を受けて、与党は1994年から2002年へと、パリティ原則に基づく規定の導入を決定したのであった<sup>17)</sup>。

15) Deschouwer & Meier, 2002.

16) ここでの組織改革で念頭に置かれているのは、上院であり、地方議会の代表者（すなわち有権者からは間接選挙の方式）が三分の一を占める議会では、女性議員の参入が困難であると考えられている。

法制度の改正が進むなか、2000年代後半以降、女性の政治代表性をテーマとした研究は、共同研究者としても多くの論稿を発表している、前述のメイエルとセリスによって精力的に進められている。以下、この二人の研究を中心に、クオータ制に関する現在のベルギー政治学研究の関心の所在を整理すると、次の三つをあげることができる。

第一は、クオータ制導入の政治過程に焦点を当てるものである。メイエルは1980年代初頭にクオータ制の議論が始まりながら、1994年まで法律制定が遅れたことに注目して、この間の政治過程を対象に、関与した政治主体の主張と影響力を分析した<sup>18)</sup>。彼女が主要な政治主体として挙げたのは、政党、政府（女性問題担当機関）、女性運動組織である。政党レベルのクオータ制導入については、94年当時与党であったキリスト教民主党と社会党が、女性代表を増やすために必要だとして支持に回った。他方で、女性議員が少ないので女性の政治的関心の低さや能力に比例しているとして、自由主義政党と極右政党は、反対の立場をとっていた。またエコロジー政党は男女同数を徹底すべきだとして、女性の割合が50%に達しない政府案を支持しない方針であった。政党のほかに、90年代には政府内に女性問題専門の担当機関や役職が設けられ、女性の地位向上に政策決定過程の内部から影響を与えた。女性団体は政党系列型と独立型組織に分かれており、前者が政府案を支持する一方で、後者は同数規定を主張して政府と対立した。しかし、政策審議過程において、女性団体や政府機関の影響力は限定的であり、政党が強い影響力をもつことが明らかにされている。女性議員は政党の方針に拘束され、党を超えた行動をとることに限界があった。

---

17) Meier, 2005.

18) メイエルはセリスらとの論文で、選挙におけるジェンダー・クオータ制の導入が、政党や政治家が自らの利益の最大化のために行動するという仮説からは説明できないとし、少数派のための措置としてのクオータ制を導入し、男性議員が議席確保の機会が減少する政策を採用するのは、女性団体からの圧力、他党との競合のなかで女性票を確保しようとする政党エリートの戦略、男女平等を重視する新しい価値観の普及、そして国際社会の影響が大きいと指摘している。Celis et al., 2011. pp. 521-523.

女性利益を代表する立場の共有よりも、所属する政党の利益が優先され、新しい価値観であるジェンダーを争点とした利益表出は抑えられたのである。

次に、前述した政治的代表観との関係で、数の増加の短期的效果だけではなく、中長期的な効果を含めた、女性代表の増加によりもたらされる政治的变化を捉えようとするものである。単に女性代表の数や分類だけに留まらず、女性議員数の増加が政策過程に影響を与えていているのか、さらには民主主義社会の代表観に変化が起きているのかを検証する傾向にある。これは、前述した記述的代表から実質的代表、そして象徴的代表への関心の移行（もしくは並行）・拡大と言い換えることができよう。例えばセリスは、1900年から1979年までを対象に、下院の予算審議過程での女性利益に係る言説を調査し、女性議員数の増加と言説の多さとの関係性を、議論された政策分野や男性議員の提言との比較を通して、考察しようとした<sup>19)</sup>。さらに、女性の利益が多様であることを重視し、女性政策の実現には、いわゆる進歩的フェミニストを唯一の担い手と考えるのではなく、女性利益自体は自明でなくむしろ政治過程の中で構築されるものであり、それゆえ男性を含めた保守主義的な勢力の言説を含めて実質的代表を見直す必要があるとして、新しいアプローチを展開している<sup>20)</sup>。また、マイエルは、クオータ制を伴う選挙制度が女性代表に及ぼす効果を検討して、とくに選好投票を認めている現状では、経験と知名度のある男性候補者の人気が高いが、長期的には女性議員への認知度が高まるだろうとの期待を寄せる<sup>21)</sup>。し

19) Celis, 2006. この分析では、女性の多様な利益が議会審議の内容に反映されていること、女性運動の主張と議会審議で発言される内容の距離が近いことの二点を以って、女性議員の議会での関与とみなすことを前提としている。記述的代表としての女性議員の増加は、常に連動しているわけではないが、女性利益の政策の増加に概ね肯定的な関係がある。また、予算審議の過程で、女性の雇用と社会保障における、社会党を中心とした個人主義的で平等を重視する立場と、キリスト教民主党を中心とする関係性と差異を重視する立場の間で議論することの重要性を浮き彫りにしたと評価している。

20) Celis & Childs, 2012. 特にpp. 215-216.

21) Meier, 2007. p. 146.

かし、その一方で、政治家へのアンケート調査を基に、個人レベルにおいては、男性政治家と女性政治家の意識には明らかな違いがあり、議員数が増加したものの今日に至るまで、その差は埋められていないとも指摘している<sup>22)</sup>。

第三は、重層化する国家において、多様なレベルの政治体における女性政策の形成と実施についての分析である。ベルギーが連邦国家への移行を果たし、多様な地方政府や議会が独自の権限を強化していくなかで、重層化のもとでの政策展開が、女性の政治・社会進出を推進する方向にはたらくのか、それとも阻害する傾向にはたらくのかに関心が寄せられる。地方政治とジェンダーについての研究は多くはないが、メイエルとヴエルレ（Verlet, D.）は、政党の地方組織における女性の割合や地位が、党内の女性政策に影響を与えていたりについて調査している<sup>23)</sup>。さらに政治代表そのものではないが、重層化により、ジェンダー主流化政策の形成や施行において、各レベル間で女性利益が分断されて運動組織が弱まったり、政策施行において異なるレベルでの協力が円滑に進まなかったりする一方で、異なるレベル間で政策競合の効果が現れることも検証されており、分権が進む連邦国家におけるジェンダー平等化と民主主義についての議論が今後進むものと考えられる<sup>24)</sup>。

#### 4. ベルギー研究における今後の課題

以上に述べたように、クオータ制の導入と女性議員の割合の増加という事実にもかかわらず、政治学者は両者を結び付けることには慎重である。クオータ制による効果と同時期に進められた、別の制度改革による効果とを区別して検証しようという姿勢が顕著である。また、国政レベルと地方レベルに分けるなど、多層化する政治システムにおいて、クオータ制効果の範囲を限定的に把握しようとしている。さらに、制度の改革が一定の効果をもつことを認めつつ、

---

22) Meier, 2008.

23) Meier et al., 2011.

24) Celis & Meier, 2011.

依然として社会における男女間の意識の相違が、女性の政治進出の妨げになっていることも指摘されてきた。

しかし、他方で、今日のベルギーでクオータ制そのものについて否定的な意見は強くない。

制度としてのクオータ制には、一方で女性の政治的権利の向上や市民権の拡大において一定の効果を認識されながら、他方ではそれがジェンダー間の平等原則に違反するのではないかとの疑義が、各国で提示されてきた。フランスではクオータ制が憲法違反であるとの判決により、その導入が見送られ、パリテの議論に移行したのはその一例である<sup>25)</sup>。またアメリカでも、ポジティヴ・アクションは現状の不平等状態を克服するための一時的・過渡的な措置としてのみ認められ、制限される傾向にある。

これに対して、ベルギーにおけるクオータ制の導入は、それ自体の平等原則への抵触については法律学的議論があるものの、多様性を抱える社会の諸利害の調整方式としては一定の評価を受けている。個人を単位とするのではなく、特定の属性をもつものが集合して結成された社会集団を認定し、集団間の利益調整を図るという政治的伝統の存在が、その背景にあるとされている。2002年の選挙法は、事実上、男女同数規定が含まれたパリティの導入であるが、クオータとパリティを質的に異なるものと捉えるより、それまでのクオータ制の比率を50%にまで進めたものとしてパリティを受容する傾向が強い<sup>26)</sup>。これまで調停の対象となってきた宗教や言語の亀裂・対立に加えて、新しい課題としての外国人移民の社会統合においても、オランダ語地域では前述の伝統的な方式が採用されているが、少数派を社会的に包摂するに当って、集団として権利保障を行う方法に馴じむとてきたのである<sup>27)</sup>。

しかしながら、特定の性質をもっているとして区分された集団の内部は、実は多様もある。ジェンダーを宗教や言語と並列できるかという問題に加え、

25) フランスのパリテについては、主に糠塚, 2005、川人・山元, 2007. 所収の辻村論文を参照した。

26) MacRae, 2012. p. 303. Meier, 2012a. pp. 367-370.

表 ベルギー議会における女性議員比率の推移（1995年～2010年）（%）

	1995	1999	2003	2004	2007	2009	2010
下院	12	23	33		35		39
上院	24	28	38		30		40
フランデレン議会	17	20		32		41	
ワロン議会	12	11		19		35	
ブリュッセル議会	30	35		46		44	
ドイツ語共同体議会	20	24		24		32	

Deschouwer, 2012. p. 199. 表7.2 を引用。

女性が置かれている立場や信条も単一ではない。ジェンダーの境界自体にも揺らぎがあるなかで、特定のカテゴリーを対象にする政治的措置はどこまで正統性をもちうるのか、ベルギーの民主主義において今後問われるべき問題を提起してもいるのである。

## 参考文献

- 川戸貞史・山元一（編）2007『政治参画とジェンダー』東北大学出版会。  
 田村哲樹 2009『政治理論とフェミニズムの間』昭和堂。  
 辻村みよ子 2011『ポジティブ・アクション法による「平等」の技法』岩波書店。  
 辻村みよ子・大沢真理（編）2011『壁を超える－政治と行政のジェンダー主流化』岩波書店。  
 日本国際政治学会（編）2010『ジェンダーの国際政治』国際政治161号。  
 日本政治学会（編）2010『ジェンダーと政治過程』木鐸社。  
 棟塚康江 2005『パリテの論理－男女共同参画社会の技法』信山社。

---

27) 所属している集団間の調整を図る方式で、基準としての属性をどこまで認めるか、ベルギー人研究者は宗派、言語の延長で、今回のジェンダーを捉える傾向にある。そのほかの社会的弱者についても、属性を同じくする集団としての単位で、調停過程に参入することを認めるのか、この方式がすべての属性に有効かについての問題が提起されていると考えられる。

- 比較政治学会(編) 2011『ジェンダーと比較政治学』ミネルヴァ書房。
- Abel, Gabriel & Joyce Marie Mashaben. 2012. *Gendering the European Union: New Approaches to Old Democratic Deficits*, Palgrave Macmillan, New York.
- Celis, Karen. 2006. "Substantive Representation of Women: The Representation of Women's Interests and the Impact of Descriptive Representation in the Belgian Parliament (1900-1979)", *Journal of Women, Politics & Policy*, 28 (2), pp. 85-114.
- 2008. "Gendering Representation", in: Goertz, Gary & Amy G. Mazur (eds.), *Politics Gender, and Concepts: Theory and Methodology*, Cambridge University Press, New York, pp. 71-93.
- Celis, Karen & Petra Meier. 2006. *De Macht van Geslacht: Gender Politiek en Beleid in België*, Acco, Leuven.
- 2007. "State Feminism and Women's Movement in Belgium: Complex Patterns in Multilevel System", in: Outshoorn, Joyce & Johanna Kantola (eds.), pp. 62-81.
- 2011. "Convergence and Divergence: the Federalization of Belgian Equality Policies", *Regional and Federal Studies*, 21 (1), pp. 55-71.
- Celis, Karen, Petra Meier & Bram Wauters. 2010. *Gezien, gehoord, vertegenwoordigd?: Diversiteit in de Belgische Politiek*, Academia Press, Gent.
- Celis, Karen, Mona Lena Krook & Petra Meier. 2011. "The Rise of Gender Quota Laws: Expanding the Spectrum of Determinants for Electoral Reform", *West European Politics*, 34 (3), pp. 514-530.
- Celis, Karen & Sarah Childs. 2012. "The Substantive Representation of Women: What to Do with Conservative Claims?", *Political Studies*, vol. 60, pp. 213-225.
- Dahlerup, Drude (ed.). 2006. *Women, Quotas and Politics*, Routledge, London.
- Deschouwer, Kris. 2012. *The Politics of Belgium: Governing a Divided Society*, Palgrave Macmillan, New York.
- Deschouwer, Kris & Petra Meier. 2002. *Recente en geplande hervorming van de kieswet: de mogelijke impact op het aantal vrouwelijke gekozenen*, Documentatiecentrum Rol en Samenleving, Brussel.
- Franceschet, Susan, Mona Lena Krook & Jennifer M. Piscopo (eds.). 2012. *The Impact of Gender Quotas*, Oxford University Press, New York.
- Gubin, Éliane & Leen Van Molle (eds.). 1998. *Femmes et politique en Belgique*, Racine, Bruxelles.
- Krook, Mona Lena. 2009. *Quotas for Women in Politics: Gender and Candidate Selection*

- Reform Worldwide*, Oxford University Press, Oxford.
- Krook, Mona Lena, Joni Lovenduski & Judith Squires. 2009. "Gender Quotas and Models of Political Citizenship", *British Journal of Political Science*, 39 (4), pp. 781–803.
- Lovenduski, Joni (ed.). 2005. *State Feminism and Political Representation*, Cambridge University Press, New York.
- MacRae, Heather. 2012. "Double-Speak: The European Union and Gender Parity", *West European Politics*, 35 (2), pp. 301–318.
- Mateo Diaz, Mercedes. 2002. "Do Quotas Matter? Positive Actions in the Belgian Parliament", *Res Publica*, 44 (1), pp. 49–72.
- Meier, Petra. 2002. "A Step Forward?: A Gender Perspective on the Reform of Belgian Electoral System", *Working Paper in the context of 'les rencontres du CEDEM'*, 14/11/2002.
- 2004. "The Mutual Contagion Effect of Legal and Party Quotas; A Belgian Perspective", *Party Politics*, 10 (5), pp. 583–600.
- 2005. "The Belgian Paradox: Inclusion and Exclusion of Gender Issues", in: Lovenduski, Joni (ed.). 2005.
- 2007. "Belgium; The Collateral Damage of Electoral System Design", in: Tremblay, Manon (ed.), pp. 137–147.
- 2008. "A Gender Gap Not Closed by Quotas; The Renegotiation of the Public Sphere", *International Feminist Journal of Politics*, 10 (3), pp. 329–347.
- 2012a. "From Laggard to Leader: Explaining the Belgian Gender Quotas and Parity Clause", *West European Politics*, 35 (2), pp. 362–379.
- 2012b. "Paradoxes in the Meaning of Quotas in Belgium", in: Franceschet, Susan, Krook, Mona Lena & Jennifer M. Piscopo (eds.), pp. 157–172.
- Meier, Petra & Karen Celis (red.). 2004., *Vrouwen vertegenwoordigd, Wetstraat gekraakt?: Representativiteit feministisch bekeken*, VUB Press, Brussel.
- Meier, Petra & Dries Verlet. 2011. "How Gender Shapes Local Party Politics; The Case of Belgium", in Pini, Barbara & Paula McDonald (eds.). *Women and Representation in Local Government; International Case Studies*, Routledge, London, pp. 115–128.
- Norris, Pippa. 2004. *Electoral Engineering*, Cambridge University Press, New York.
- Outshoorn, Joyce & Johanna Kantola (eds.). 2007. *Changing State Feminism*, Palgrave Macmillan, New York.
- Schwindt-Bayer, Lesliea. 2009. "Making Quotas Work: The Effect of Gender Quota

- Laws on the Election of Women", *Legislative Studies Quarterly*, 34, pp. 5-28.
- Tremblay, Manon (ed.). 2007. *Women and Legislative Representation; Electoral Systems, Political Parties, and Sex Quotas*, Palgrave Macmillan, New York.
- Wauter, Bram, Bart Maddens, & Gert-Jan Put. 2010. "The Effect of Quota on the Profile of Women Candidates in Belgium", Paper prepared for the Dutch-Flemish Politicologenetaal, Workshop2 "Political Elites and Career Patterns in the Low Countries", Leuven, 27-28, May 2010.
- Woodward, Alison. 2012. "From Equal Treatment to Gender Mainstreaming and Diversity Management", in: Abel, Gabriel & Joyce Marie Mashaben (eds.). pp. 85-103.

ベルギー外務省ホームページ, <http://diplomatie.belgium.be/>

Institut pour L'Égalité des Femmes et des Hommes, <http://igvm-iefh.belgium.be/>

Quota Project (Global Database of Quotas for Women), <http://www.quotaproject.org/>

RoSa; Bibliotheek, Documentatiecentrum en Archief voor gelijke kansen, feminisme en

vrouwenstudies, <http://www.rosadoc.be/joomla/>

Vrouwen en Maatschappij, <http://www.vrouwenmaatschappij.be/>